

おしらせ

News News News

総務課 ☎ IP53・2321
 企画振興課 ☎ IP53・2325
 住民課 ☎ IP53・2323
 農林建設課 ☎ IP53・2322
 保健福祉課 ☎ IP53・3155
 農業委員会 ☎ 53・2324
 教育委員会 ☎ IP53・3443

くらし

再配達削減に向けた取り組みについて

2024年4月からトラックドライバーの時間外勤務が制限されることから、物流に深刻な問題が生じる恐れがあります。今から、社会全体で対策していくことが大切です。すぐできる対策のひとつが、宅配便の再配達を減らすことです。再配達は、年間約6万人分のドライバーの労働力に相当します。また、トラックから出る年間約25万トンのCO2削減や、環境負荷も減らすことができます。宅配便を1回で受け取ることは、ドライバーと環境にとって大きなメリットになります。

再配達の削減に向け、荷物を送る立場・受け取る立場としてできることがあります。

- 宅配便を利用する際の注意点は次のとおりです。
- ①自分が1回で確実に受け取れる日時・場所を指定する
 - ②配送状況の通知アプリを活用する
 - ③まとめ買いで配送回数を減らす
 - ④急ぎ便は状況に応じて使い分ける
 - ⑤相手が1回で確実に受け取れる日時・場所を指定する
 - ⑥送り先の住所は正しく記載する
 - ⑦宅配ボックス・置き配を活用する
 - ⑧コンビニ受け取りを活用する
- 問合せ先 国土交通省北海道運輸局交通政策部環境・物流課 ☎ 011・290・2726

くらし

食中毒を予防しよう

夏になると食品が傷みやすく、食中毒を引き起こす危険性が高まります。次のことに気を付けて食中毒を予防しましょう。

- つけない（清潔）
トイレの後や調理を始める前は、必ず手を洗いましょう。食器やふきん、まな板、スポンジ、タオルなどの調理器具はこまめに洗いまししょう。熱湯や消毒薬で消毒することも

大切です。

- ふやさない（迅速・冷却）
食品を買ってきたら室温に長く放置しないで、冷凍・冷蔵庫に保存するか、速やかに調理するようにしましょう。特に生の食品材料は、できるだけ早く調理しましょう。
- やつつける（加熱と殺菌）
食中毒菌は熱に弱く、70℃で1分以上の加熱でほとんどの菌は死滅します。なお、ノロウイルスは85℃～90℃で90秒以上の加熱が有効です。

くらし

し尿の汲み取り依頼は余裕をもって

本町のし尿および単独浄化槽汚泥については、奈井江浄化センターで近隣の12市町と共同処理を行っています。施設を効率的に運営するため、月形環境センターから奈井江浄化センターへの搬入時間や量は制限されています。このため、皆さんから依頼があっても、すぐに対応できないことが予想されますので、汲み取りの依頼は、10日程度の余裕をもって、左記の依頼先へご連絡ください。

依頼先 月形環境センター
 ☎ 53・2452

問合せ先 住民課生活環境係 ☎ IP53・2323


7月31日は 固定資産税 第2期
 納期限 国民健康保険税 } 第1期
 後期高齢者医療保険料
 介護保険料

～2023年の納付期限一覧～

	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期
軽自動車税	5月31日					
固定資産税	5月31日	7月31日	10月2日	11月30日		
町・道民税	6月30日	8月31日	10月31日	12月25日		
国民健康保険税	7月31日	8月31日	10月2日	10月31日	11月30日	12月25日
後期高齢者医療保険料	7月31日	8月31日	10月2日	10月31日	11月30日	12月25日
介護保険料	7月31日	8月31日	10月2日	10月31日	11月30日	12月25日

月形刑務所に「地域連携協働プロジェクトチーム」が新設されました。

月形刑務所が社会に貢献し、社会に支えられる存在となり、地域や関係機関との連携・協働を強化することを目的として設置されました。



月形刑務所が地域や各種団体のためにできることはありませんか？
お気軽にお問い合わせください。

問合せ先
 月形刑務所 地域連携協働窓口（担当：本多）
 ☎ 53・3235
 メール：tsukigatasagyou@bz04.plala.or.jp

行事
月形樺戸博物館を
無料開放します

7月17日は、松浦武四郎が「北加伊道」という名称を明治政府に提案した日です。

北海道では、これまでの歴史や文化、風土を見つめ直し、北海道の価値を再確認するとともに、道民一体となってより豊かな北海道を築き、北海道の魅力を発信することを目的として、この日を「北海道みんなの日」に制定しています。

月形樺戸博物館はこの日に合わせ、入館料を無料としますので、ぜひこの機会にご来館ください。

無料開放日 7月17日(月)
開館時間 午前9時30分～午後5時(入館は午後4時30分まで)

問合せ先 教育委員会社会教育係 ☎53・3443
その他 北海道みんなの日の詳細は北海道のホームページをご覧ください



健康
オストメイト体験
交流会のお知らせ

オストメイト体験交流会が行われます。

ストーマトラブルの悩みと解決法、ケア、健康法など同じオストメイト同士でざっくばらんに話し合ってみませんか。当日は専門科医がアドバイザーとして出席します。

なお、参加料は無料です。オストメイト体験交流会 7月22日(土) (尿路系) アドバイザー 柏木明医師 日本オストミー協会北海道支部顧問 手稲溪仁会病院 泌尿器科

7月29日(土) (消化器系) アドバイザー 内藤晴彦医師 日本オストミー協会北海道支部顧問

時間 午後1時30分～午後4時(受付 午後1時)
会場 札幌市身体障害者福祉センター(札幌市西区二十四軒2条6丁目) ☎011・641・8850

参加対象 オストメイト(人工肛門・人工膀胱保有者) 当事者・ご家族・ご友人
参加料 無料(予約不要)
問合せ先 日本オストミー協会北海道支部事務局 ☎011・764・2824

健康
献血にご協力を
お願いします

献血を次の日程で実施します。

献血された方には各種血液検査の結果が届き、献血をすることで、健康状態をチェックすることが出来ます。

ここ数年は、新型コロナウイルス感染症の影響により、献血者が減少しています。血液製剤を安定的に確保するためにも、皆さまのご協力をよろしく願います。なお、献血車の中には個別に仕切り、消毒を徹底しています。

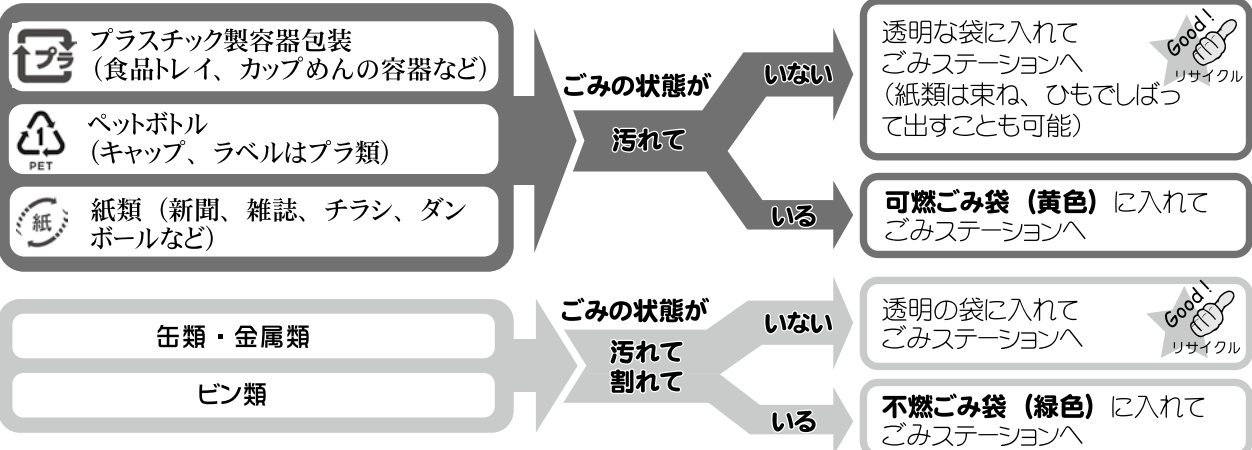
献血日 7月25日(火)
場所・時間
●月形刑務所 午前10時～午前11時
●月形町役場 午後0時30分～午後4時30分

問合せ先 保健福祉課保健係 ☎53・3155



資源ごみ(家庭用)の分別方法

可燃ごみ袋や不燃ごみ袋の中に資源ごみとして出すことのできるものが混ざっていることがあります。きちんと分別することで資源として活用することができます。分別方法を再度、確認しましょう。



※ごみをステーションに出した後は、収集されたか確認しましょう
ルールが守られていない状態に出されたごみは収集できません
※詳しくは「月形町ごみの分け方・出し方ガイドブック」をご覧ください

問合せ先
住民課生活環境係
☎53・2323

**金 能登地方地震災害
義援金にご協力を**

令和5年5月に発生した能登地方を震源とする地震で被災された方々を支援するため、日本赤十字社北海道支部空知地区月形町分区分および北海道共同募金会月形町共同募金委員会では義援金の受付を行っています。

被災された方々へのお見舞いと被災地の早期復旧をお祈りするとともに、皆さんの温かいご支援とご協力をお願いします。

なお、お寄せいただいた義援金はそれぞれ道支部・道共同募金会を経由し、被災地に送金されます。

受付期間 9月29日(金)まで

受付場所 住民課窓口、町立病院窓口および月形温泉ゆりかご受付

問合せ先 日本赤十字社北海道支部空知地区月形町分区分事務局（保健福祉課地域福祉係）☎☎53・3155 または北海道共同募金会月形町共同募金委員会（月形町社会福祉協議会）☎53・2928

**社 北海道障害者職業
能力開発校生徒募集**

北海道障害者職業能力開発校では、令和5年度10月生を募集します。

対象者 身体障がい、精神障がい、発達障がいのある方
訓練科目 建築デザイン科
願書受付期間 7月24日(月)～8月22日(火)

選考試験日 9月5日(火)
選考場所 北海道障害者職業能力開発校（砂川市焼山60番地）

一月形町地域おこし協力隊 隊員就任一

初めまして

新しい隊員の方が就任されましたのでご紹介します

【石原絢子隊員】

出身地: 北海道
経歴: 札幌で10年程ブライダルフラワー業務を経験



～目標・抱負等～

ブライダルフラワーのお仕事では、空知産の花を扱うことが多く、もっと生産者側のことも知りたいと思うようになりました。すでに行っている活動が、地域おこし協力隊になることで幅を広げられたり、月形町の花を町外へ広げて、繋げることが出来ると思っていますのでよろしくをお願いします。

【問合せ先】

企画振興課地域振興係 ☎☎53・2325



試験内容 数学、国語、面接
問合せ先 最寄りのハローワークまたは北海道障害者職業能力開発校 ☎0125・52・2774

**月形町社会体育・芸術
文化振興事業
育成基金事業**

■月形町社会体育・芸術文化振興事業

各種スポーツや芸術活動において、全国・全道大会および国際的なコンクールなどに参加、出場する団体・個人に対して、参加費用に係る経費の一部を助成します。

●助成対象者

補助対象となる大会に出場する町民

●助成対象経費

参加料、交通費、宿泊費、その他大会出場に必要な経費

●助成対象となる大会

地区大会などを経て地区代表として出場する全道大会および全国大会・国際大会

●助成金額

補助対象経費の4分の3以内

■月形町青少年健全育成基金事業

青少年の健全育成を目的とした事業を奨励するため、事業に要した費用の一部を助成します。

●助成対象者

○個人（20歳未満の青少年および育成指導者）

○団体（町子ども会育成連絡協議会所属の子ども会、奉仕、文化、スポーツ活動を行う青少年団体、その他青少年健全育成活動を行う青少年団体）

●助成対象事業の例

・スポーツ活動事業（スポーツ教室などの開催経費、用具の購入費など）

・文化活動事業（音楽鑑賞会、芸術鑑賞会など）

・交流活動事業（国内、海外での人的交流や研修会など）

●助成金額

補助対象経費の4分の3以内

助成を希望する個人および団体はお早めにお問い合わせください。

申請・問合せ先 教育委員会 社会教育係 ☎☎53・3443



「緑の募金」は、国内外の植林をはじめ、森林の整備や森林ボランティアの育成などに活用されます。

また、募金総額の65%は月形町に交付され、緑化推進事業に充てられます。

問合せ先 月形町国土緑化推進委員会（農林建設課農村整備係内） ☎ 0153・2322

その他
ご協力ありがとうございました

問合せ先 小樽海上保安部管理課 ☎ 0134・27・6118

※詳細は海上保安庁ホームページをご覧ください

・海上保安学校 9月24日(日)

・海上保安大学校 10月28日(土)、29日(日)

一次試験

・海上保安大学校 7月18日(火)～7月27日(木)

・海上保安学校 8月24日(木)～9月4日(月)

受付期間(インターネット受付)

・海上保安大学校 8月24日(木)～9月4日(月)

・海上保安学校 7月18日(火)～7月27日(木)

海上保安庁では、令和6年4月期採用の学生を募集します。

受験資格

・海上保安大学校 令和5年4月1日において高等学校または中等教育学校を卒業した日の翌日から起算して2年を経過していない方および令和6年3月までに高等学校または中等教育学校を卒業する見込みの方

・海上保安学校 令和5年4月1日において高等学校または中等教育学校を卒業した日の翌日から起算して12年を経過していない方および令和6年3月までに高等学校または中等教育学校を卒業する見込みの方

その他
海上保安大学校・海上保安学校学生募集

第37回 つきがた夏まつり

つきがた夏まつりが4年ぶりに開催されます。今年は1日開催となります。開催日時は次のとおりです。

とき 7月29日(土) 時間 13:00～21:00まで ところ 月形町皆楽公園

- ・月形小学校ブラス演奏会
- ・月形中学校吹奏楽演奏会
- ・ビックバンドぼうふうりん演奏会
- ・パフォーマーによるステージショー
- ・農産物即売会
- ・子ども広場(ふわふわ遊具・移動動物園)
- ・月形刑務所ミニ矯正展など

花火大会 開催 7月29日(土) 20:00～

※雨天の場合は当日の17:00頃お知らせします(荒天の場合は翌日に延期)

■花火大会の協賛について

イベント委員会では、花火大会の個人協賛を募集しています。個人協賛していただいた方には特典として花火大会特別席へご招待いたします。

【内容】

- 1口(1万円)につき大人2名まで特別席にご招待いたします。(※招待は最大5人まで)小学生以下は2名で大人1名分としてカウントし、必ず保護者の同伴をお願いします

例：2万円→2口=大人4人まで(大人2人、子ども4人も可)

- 花火大会プログラムにお名前を掲載します

【締切】 7月10日(月)

※先着10名とさせていただきます

【申込み先】 事務局(月形商工会) ☎ 0153・2341
tukisyoo@rose.ocn.ne.jp

問合せ先

つきがたイベント委員会事務局(企画振興課商工観光係内)
☎ 0153・2325 Eメール: shoko@town.tsukigata.hokkaido.jp

その他 放送大学入学生徒 募集のお知らせ

放送大学は、10月入学生を募集しています。

○10代から90代の幅広い世代、約8万5千人以上の学生が、大学を卒業したい、学びを楽しみたいなど、様々な目的で学んでいます。

○授業には3つのスタイルがあり、BS放送やインターネットで視聴する、また講師から直接受ける授業があります。

○心理学・福祉・経済・歴史・文学・情報・自然科学など、800以上の幅広い授業科目があり、1科目から学ぶことができます。

○資料を無料で差し上げます。

問合せ先 放送大学北海道学習センター (☎011-736-6318)

出願期間 (第1回) 8月10日(木)まで (第2回) 9月12日(火)まで



防災対策専門員による防災講座 ～地震防災対策アンケートのお願い～

内閣府では今後の防災対策をよりよくするため、皆さんの地震に対する防災・避難意識などに関するアンケートを実施します。

アンケートの結果は、今後の防災計画の見直しや対策の検討に活用されることとなりますので、ぜひご協力をお願いします。

回答要領については以下のとおりとなります。

- 回答フォームURL
<https://en.surece.co.jp/kaiko2023/>
- 実施期間：7月1日～8月末頃
- 回答時の注意事項
 - ・回答は1人1回限り
 - ・回答の途中で、回答状況を一時保存することはできません



QRコード

自衛官募集 ～可能性にチャレンジ～

【問合せ先】自衛隊札幌地方協力本部岩見沢地域事務所 TEL23・5514
【町の窓口】総務課危機管理係 TEL・IP53・2321

募集種目	受験資格	受付期限	試験期日
防衛医科大学 校医学科学生	18歳以上21歳未満の方（高卒者（見込含）または高専3年次修了者（見込含））	10月11日	10月21日
防衛医科大学 校看護学科学 生（自衛官候 補看護学生）	18歳以上21歳未満の方（高卒者（見込含）または高専3年次修了者（見込含））	10月4日	10月14日
防衛大学校 学生	18歳以上21歳未満の方（（自衛官は23歳未満）高卒者（見込含）または高専3年次修了者（見込含））	10月18日	10月28日



ALT(外国語指導助手)

活動レポート Vol.7



Hello Tsukigata!

最近、とてもいい天気ですね！子どもたちは、学校の休み時間に外遊びやサッカーを楽しんでいるようです。私がカナダで小学生の頃、「ミニスティック」という遊びが流行っていました。フロアホッケーのようなもので、スティックがとても短いんです。

小学校の5年生と6年生の英語の授業で、あるゲームをしました。それは、3ヒントクイズゲームでした。ある有名なキャラクターについて3つの事実を伝え、そのキャラクターが誰なのかを当てます。最初のヒントでその人物が誰なのかを当てると3点。2つ目のヒントで当てたら2点。3つ目のヒントで当てたら1点。このゲームは以前にも子どもたちと一緒に、さまざまなトピックやテーマを使って行ったことがあります。今回、私はクイズが難しすぎるのではないかと心配していたのですが、子どもたちの出来栄に驚きました！満点に近い子もいました。子どもたちは、さまざまなアニメやゲームのキャラクターについてよく知っています。

この記事が出るころには、私は1年半ぶりにカナダに帰国していることでしょうか。6月に1週間、幼なじみの結婚式に出席するためにカナダに戻る予定です。とても楽しい旅行です。しかし、片道4回のフライトを乗り継いでいくので、疲れも相当なものでしょう。友人や家族に北海道のお土産を持っていくのが楽しみです。白い恋人クッキーを好きなだけ買う理由もできて、わくわくします。

月形の皆さん、今年も素敵な夏をお過ごしください！

※この記事は5月に執筆したものです。

Until next time!



▲尾崎 美世子さん(北農場1)

月形町の人権擁護委員として、尾崎美世子さん(北農場1)が4月1日付けで法務大臣から委嘱(再任)されました。人権擁護委員は、市町村長が推薦し、法務大臣が委嘱した民間の方です。さまざまな経験を持つ方たちが、地域の中で人権思想を広め、皆さんの人権が侵害されないように配慮し、人権を擁護するために活動しています。

また、相談は無料で秘密は守られますので、困ったことがありましたらお気軽にご相談ください。

月形町の人権擁護委員は、次の方々です。

- ・尾崎美世子氏(北農場1)
- ・清水英俊氏(北農場1)
- ・鳥潟真一氏(市北5)

なお、人権擁護委員制度に関する詳しいことは、次に問い合わせして下さい。

問合せ先 札幌法務局岩見沢支局 ☎22・0619 または 保健福祉課地域福祉係 ☎53・3155

その他
人権相談は、
人権擁護委員に

月新水道企業団からのお知らせ

月新水道企業団議会は、月形町と新篠津村の議会から選出された議員6名(定数)で構成されています。

令和5年第1回臨時会において、正副議長の選挙、監査委員の選任が行われましたのでお知らせします。

■議長

南部 隆 志 (新篠津村)

■副議長

我 妻 耕 (月形町)

■議員

金子 廣 司 (月形町)

林 和 彦 (新篠津村)

北 川 哲 也 (新篠津村)

滝 口 伸 (月形町)

■監査委員(識見)

植 島 豊 (新篠津村)

■監査委員(議会選出)

金子 廣 司 (月形町)

問合せ先 月新水道企業団 総務会計係 ☎☎53・2365



消太の防火教室

IWAMIZAWA FIRE.DEPT

月形支署
から
お知らせ



●住宅用火災警報器は定期的な点検が必要です

設置してから正常に作動するか点検したことはありますか？
半年に1回は点検を実施しましょう。

(点検のしかた)

- ①本体のボタンを押すか、付属のひもを引きます
- ②正常を知らせる音声や警報音が鳴ります ※何も音がしない場合は交換が必要です

●住宅用火災警報器は交換が必要です

設置してから10年以上経過していませんか？

電池の寿命や本体内部の電子部品の劣化などで不具合が発生しやすくなります。そのため、交換の目安を設置後10年とし、本体の交換をお勧めしています。

(設置年数のみかた)

- ①取付した時に記入した設置年月日、交換期限が本体側面に記載されていないか確認しましょう
- ②記載がない場合は、本体の裏面に製造年が記載していますのでその時期を目安に交換しましょう

※点検や交換は高い場所での作業となります。脚立や踏み台を使用する場合は、ご家族か身近な方と一緒にいきましょう



問合せ先 消防月形支署 ☎☎53・2154 (一般) ☎24・0119 (火事情報) ☎119 (救急・火事)

国民健康保険

◆令和5年度保険税率の改定について◆

■令和5年度保険税率

国民健康保険制度の改正により、平成30年度から北海道が財政運営の主体となる新しい国保制度が始まっており、保険税は国民健康保険運営のための納付金として北海道へ納めるための財源となっています。

保険税の改定にあっては、物価高騰などによる経済および生活への影響を考慮し、基金を活用することで負担の増加を抑制しつつ北海道の示す標準保険料率に近づくように改正しました。

区分	課税標準	医療給付費分 ※1		後期高齢者支援金分※1		介護納付金分※2	
		令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度
所得割	加入者の所得	5.90%	変更なし	2.00%	変更なし	1.40%	変更なし
均等割	加入者1人当たり	22,000円	24,200円	8,000円	9,000円	8,000円	9,300円
平等割	加入者1世帯当たり	23,000円	24,600円	8,000円	9,100円	6,000円	7,200円
課税限度額		650,000円	変更なし	200,000円	220,000円	170,000円	変更なし

※1 国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移行する方がいる場合、世帯構成によって軽減措置があります

※2 介護納付金分は、40歳から64歳の方が属する世帯が対象となります

■課税限度額の見直し

保険税は、負担能力に応じ課税されていますが、被保険者の納付意欲に与える影響や制度および事業の円滑な運営を確保する観点から被保険者の保険税負担に一定の限度を設けることとされ、賦課限度額は、賦課限度額超過世帯割合が1.5%に近づくように設定されています。

地方税法施行令改正により、後期高齢者支援金等分が2万円引き上げられ、課税限度額は104万円になりました。

令和5年度の課税限度額は、上記の表のとおりです。

■特定世帯および特定継続世帯の保険税の軽減（上記※1の内容）

後期高齢者医療制度への移行に伴い、被保険者の負担が急に増えることがないように、特定世帯および特定継続世帯に該当する世帯には保険税の軽減が適用されます。

軽減される保険税は、医療給付費分および後期高齢者支援金分の平等割額で、特定世帯は2分の1が、特定継続世帯は4分の1が軽減されます。なお、所得に応じた保険税の軽減は適用後の平等割額に対し適用されます。

また、世帯の異動をしたり、世帯主に変更があった場合は、対象外になる場合があります。

軽減後の保険税（平等割額）は次のとおりです。

	医療給付費分	後期高齢者支援金等分
特定世帯	12,300円	4,550円
特定継続世帯	18,450円	6,825円

特定世帯とは

国民健康保険の加入者が後期高齢者医療制度へ移行し、同じ世帯で75歳未満の人が引き続き国民健康保険に加入し、国民健康保険加入者が一人になる世帯で、後期高齢者医療制度へ移行した月（以下「特定月」という。）以後5年を経過するまでの世帯をいう。

特定継続世帯とは

国民健康保険の加入者が後期高齢者医療制度へ移行し、同じ世帯で75歳未満の人が引き続き国民健康保険に加入し、国民健康保険加入者が一人になる世帯で、特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過するまでの世帯をいう。

■所得に応じた保険税の軽減

前年の所得が一定以下に該当する世帯は、均等割額、平等割額が次のとおり軽減されます。

※世帯の中に住民税の申告をされていない方がいる場合は、軽減を受けることができませんのでご注意ください

※所得がない場合も住民税の申告が必要です

軽減割合 ※3	軽減判定基準 ※4・5・6	軽減される額			
		区分	医療給付費分	後期高齢者支援金分	介護納付金分
7割軽減	世帯全員の前年の所得が次により算出した額以下の世帯 43万円+10万円×(給与所得者等の数-1)	均等割	16,940円	6,300円	6,510円
		平等割	17,220円	6,370円	5,040円
5割軽減	世帯全員の前年の所得が次により算出した額以下の世帯 43万円+29万円×加入者数 +10万円×(給与所得者等の数-1)	均等割	12,100円	4,500円	4,650円
		平等割	12,300円	4,550円	3,600円
2割軽減	世帯全員の前年の所得が次により算出した額以下の世帯 43万円+53万5,000円×加入者数 +10万円×(給与所得者等の数-1)	均等割	4,840円	1,800円	1,860円
		平等割	4,920円	1,820円	1,440円

※3 保険税率の注釈※1が適用される場合は、軽減される額が異なります

※4 「軽減判定基準」の所得には国民健康保険に加入されていない世帯主(擬制世帯主)の所得も含まれます

※5 「軽減判定基準」の給与所得者等とは一定の給与所得者と公的年金などの支給を受ける方です

※6 「軽減判定基準」の加入者数には、国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移行した方を含めます

■子どもの均等割額の軽減

令和4年4月1日から全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律(令和3年法律第66号)の施行に伴い、子育て世帯の経済的負担軽減の観点から子どもの均等割額が軽減されます。

軽減の対象者は、国民健康保険に加入する未就学児(6歳に達する日以後最初の3月31日以前である被保険者)です。

軽減される保険税は、未就学児に係る均等割額で5割が軽減されます。なお、所得に応じた保険税の軽減を受けた世帯は、その適用後の均等割額の5割が軽減されます。

軽減後の保険税(均等割額)は右記のとおりです。

	医療給付費分	後期高齢者支援金等分
7割軽減	3,630円	1,350円
5割軽減	6,050円	2,250円
2割軽減	9,680円	3,600円
軽減なし世帯	12,100円	4,500円

◆保険証(被保険者証)の一斉更新について◆

■保険証が新しくなります

現在ご使用の保険証の有効期限は令和5年7月31日です。新しい保険証は、7月末日までに住民登録をしている住所に簡易書留郵便で送付します。

※保険証の更新を役場窓口(住民課戸籍保険係)でしていただく場合があります。対象の方へは別途ご案内します

※70歳以上75歳未満の方は、保険証と高齢受給者証が一体型となっています

■限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証(以下「限度額適用認定証」という)も更新

現在ご使用の限度額適用認定証の有効期限は令和5年7月31日です。令和5年8月1日以降、限度額適用認定証が必要な方は、役場窓口(住民課戸籍保険係)で申請してください。



問合せ先

●制度全般について 住民課戸籍保険係 ☎IP53・2323

●保険税について 住民課税務係 ☎IP53・2323

後期高齢者医療制度のお知らせ 保険証（被保険者証）の一斉更新について

■保険証が新しくなります（**橙色**→**黄色**）

現在ご使用の橙色の保険証の有効期限が令和5年7月31日をもって満了となるため、8月以降は使用できなくなります。7月中旬に新しい保険証を交付（送付）しますので、お手元に届きましたら、黄色の保険証をご使用ください。

- 新しい保険証の有効期限は、令和6年7月31日です
- 紛失したときや、汚れたときは再交付しますので、住民課戸籍保険係までお問い合わせください

新しい保険証は黄色です

■減額認定証（限度額適用・標準負担額減額認定証）、限度証（限度額適用認定証）も新しくなります（**水色**→**黄緑色**）

現在ご使用の水色の減額認定証および限度証の有効期限が令和5年7月31日をもって満了となるため、8月以降は使用できなくなります。

引き続き交付対象に該当する方は7月中旬に減額認定証および限度証を交付（送付）しますので、8月1日からは黄緑色の減額認定証および限度証をご使用ください。

新たに必要となる方は、下記の交付要件に該当することをご確認の上、住民課戸籍保険係へ申請してください。

※有効期間は1年間です

●減額認定証の交付対象…次の区分ⅠまたはⅡに該当する方

区分Ⅱ	世帯全員が住民税非課税で区分Ⅰに該当しない方
区分Ⅰ	世帯全員が住民税非課税である方のうち、次のいずれかに該当する方 ○世帯全員の所得が0円の方 ※公的年金控除は80万円を適用 ※給与所得がある場合、その金額から10万円を控除 ○老齢福祉年金を受給されている方

●限度証の交付対象…次の3区分のうち、現役並みⅠまたは現役並みⅡに該当する方

現役並みⅢ	住民税課税所得が690万円以上の被保険者と、その方と同一世帯にいる被保険者の方
現役並みⅡ	現役並みⅢに該当せず、住民税課税所得が380万円以上の被保険者と、その方と同一世帯にいる被保険者の方
現役並みⅠ	現役並みⅢ・Ⅱに該当しない3割負担の方と、その方と同一世帯にいる被保険者の方

新しい減額認定証および限度証は黄緑色です

後期高齢者医療被保険者証	
有効期限	〇〇年 7月31日
交付年月日	〇〇年 7月 1日
被保険者番号	01234567
住所	広城市連合町1丁目
氏名	広城 太郎 男
生年月日	昭和 7年 7月 7日
資格取得年月日	〇〇年 4月 1日
発効期日	〇〇年 4月 1日
一部負担金の割合	1割
保険者番号並びに保険者の名称及び印	390110009 北海道後期高齢者医療広域連合 公印(朱)

▲保険証

後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証	
有効期限	〇〇年 7月31日
交付年月日	〇〇年 8月 1日
被保険者番号	01234567
住所	広城市連合町1丁目
氏名	広城 太郎
生年月日	昭和 7年 7月 7日
発効期日	〇〇年 8月 1日
適用区分	区分Ⅱ
長期入院該当年月日	〇〇年 8月 1日 保険者印 印
保険者番号並びに保険者の名称及び印	390110000 北海道後期高齢者医療広域連合 公印(朱)

▲減額認定証

後期高齢者医療限度額適用認定証	
有効期限	〇〇年 7月31日
交付年月日	〇〇年 8月 1日
被保険者番号	01234567
住所	広城市連合町1丁目
氏名	広城 太郎
生年月日	昭和 7年 7月 7日
発効期日	〇〇年 8月 1日
適用区分	現役Ⅱ
保険者番号並びに保険者の名称及び印	390110000 北海道後期高齢者医療広域連合 公印(朱)

▲限度証

問合せ先

住民課戸籍保険係 ☎ IP53・2323
北海道後期高齢者医療広域連合 ☎ 011・290・5601

所得税および復興特別所得税の予定納税(第1期分)の納税をお忘れなく

予定納税とは

前年分の所得金額や税額などを基に計算した予定納税基準額が15万円以上となる場合には、原則、この予定納税基準額の3分の1相当額をそれぞれ7月(第1期分)と11月(第2期分)に納めることとなっています。この制度を「予定納税」といいます。予定納税額は、確定申告の際に計算した税額から差し引くことにより精算します。

納税する額

予定納税が必要な方には、6月中旬に税務署から「令和5年分所得税及び復興特別所得税の予定納税額の通知書」が送付されています。この通知書に記載された「第1期分」の金額が納税する額です。

なお、令和4年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告において、予定納税額の通知書の「電子交付」を希望した方については、予定納税額の通知書を書面の送付に代えてe-Taxにより通知します。

※「予定納税等通知書の電子交付」については国税庁ホームページに掲載しています。

予定納税の減額申請

廃業、休業又は業況不振などの理由で、令和5年6月30日の現況による令和5年分の「申告納税見積額(年間所得や所得控除などを見積もって計算した税額)」が、税務署から通知されている「予定納税基準額」よりも少なくなると見込まれる場合などは、予定納税の減額申請をすることができます。

第1期分の予定納税の減額申請をする場合は、令和5年7月18日(火)までに「予定納税額の減額申請書」(*)に必要事項を記載し、所轄税務署に提出してください。

提出後、税務署では、その申請について承認、一部承認または却下のいずれかを決定し、その結果を書面またはe-Taxでお知らせします。

※「予定納税額の減額申請書」は、国税庁ホームページに掲載しています

※令和5年分から、予定納税額の減額申請書をe-Taxで提出される方のうち、税務署から送付される減額申請の承認通知書などの「電子交付」を希望した方については、減額申請の承認通知書などをe-Taxにより受け取ることができるようになりました

予定納税額の納付方法

振替納税を利用している方

納期の最終日(令和5年7月31日(月))に指定の金融機関の預貯金口座から自動的に引き落とされます。納期の最終日の前日までに預貯金口座の残高をご確認ください。

なお、振替納税に係る領収証書は発行されませんので、ご注意ください。

その他の方

納期の最終日までに以下のいずれかの方法で納付手続を行ってください。詳しくは国税庁ホームページをご覧ください。

- ・ダイレクト納付
- ・インターネットバンキングなどを利用した電子納税
- ・クレジットカード納付 ※クレジットカード納付は決済手数料がかかります
- ・スマホアプリ納付 ※スマホアプリ納付は納付金額30万円以下に限ります
- ・コンビニ納付(バーコード)
- ・コンビニ納付(QRコード) ※コンビニ納付は納付金額30万円以下に限ります
- ・金融機関又は所轄の税務署窓口で納付

スマートフォン等で
右のQRコードから
アクセスできます。



※納付には便利な振替納税をご利用ください

「振替依頼書」は、自宅からe-Taxで提出することができます。詳しくは国税庁ホームページをご覧ください

確定申告の際には、予定納税額の申告書への記載を忘れずに

確定申告の際には、申告書に予定納税額(第1期分と第2期分の合計額)を記載する必要がありますので、記載忘れにご注意ください。

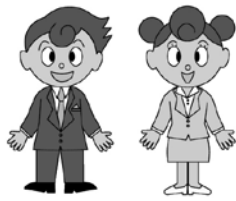
ご存知ですか？ 「中退共」の 退職金制度

国の 退職金制度！

- 新規加入や掛金月額を増額する場合、掛金の一部を国が助成します。
- 自治体など独自の掛金補助制度があります。
- 掛金は全額非課税で、手数料もかかりません。

外部積立型だから 管理が簡単！

- 従業員ごとの納付状況や退職金試算額を事業主に知らせれます。
- 退職金は、中退共から直接従業員へ支払われます。
- パートさんもご加入いただけます。



詳しくはホームページをご覧ください。

お気軽にお問合せください
(独)勤労者退職金共済機構
中小企業退職金共済事業本部
☎〇三(六九〇七)二三四
☎〇三(五九五五)八二二一

土地を取引したときは届け出が必要かも

～国土利用計画法の土地取引に関する届出制度について～

国土利用計画法に規定する一定面積以上の土地取引を行ったときは、契約（予約を含む）締結日から2週間以内に、譲受人は土地の利用目的および取引価格などを土地の所在する市町村に届出をする必要があります。

【届出書類】

- ・土地売買等届出書
- ・土地売買等契約書の写し
- ・土地の位置を明らかにした縮尺5万分の1以上の地形図
- ・土地およびその付近の状況を明らかにした縮尺5万分の1以上の図面
- ・土地の形状を明らかにした縮尺2千5百分の1以上の図面
- ・委任状（代理人が届出する場合）

※添付書類含め各3部

（正本1部、副本2部、副本はコピー可）

※市町村に提出された書類は空知総合振興局で審査されます

【留意事項】

- ・「一定面積以上」とは、市街化区域は2,000㎡以上、都市計画区域外は10,000㎡以上となります。なお、取得する面積の合計が一定面積以上となる場合にも届出が必要です
- ・対象となる土地取引は所有権、地上権、賃借権など
- ・当事者の一方または双方が、国や地方公共団体など、滞納処分などの競売、農地法の第3条第1項の許可を受けることを要する場合などは届出不要となります
- ・届出が必要な場合で、届出をしなかったときは、6カ月以下の懲役または100万円以下の罰金に処せられることがあります。届出期限が過ぎた場合でも、届出書の提出が必要です

提出・問合せ先

企画振興課地域振興係 ☎IP 53・2325

農業者の皆さんへ 農業者年金への加入のおすすめ

農業者年金制度は、将来の自分の年金を受け取る積立金を自分で積み立てていく積立方式の年金です。

■ 加入できる方

- ① 国民年金の1号被保険者
- ② 年間60日以上農業に従事している者
- ③ 60歳未満の人

農地を持っていない農業者や、配偶者、後継者も加入できます。

■ 農業者年金の優れた点

- ・保険料は、全額社会保険料控除となり、大きな節税効果があります。
- ・毎月の保険料は、2万円から最高6万7000円まで1000円単位で自由に決めことができ、変更も自由です。
- ・運用益は非課税です。
- ・一定の要件を満たす農業者には、保険料の助成が受けられます。



問合せ先：農業委員会事務局 ☎IP 53・2324 または 月形町農協金融課 ☎IP 53・3421

Eメール：nogyoinkai@town.tsukigata.hokkaido.jp

令和5年度月形町新型コロナウイルス感染症に関する生活支援・経済支援一覧 【6月までの決定分】

No	区分	対策・支援など	対象者	概要	開始時期	問合せ先
1	個人	商品券発行事業	購入者	<p>コロナ禍における食料品・物価高騰の影響により低迷する個人消費を活性化させるため、町内で使用可能なプレミアム付き商品券「つきがたみかづき商品券」を発行します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■プレミアム率 30% (予定) ■販売価格 1セット 10,000円 (500円券×26枚入り 13,000円分) ■有効期限 令和6年2月中旬予定 ■取扱可能店舗 事業に参加する町内の事業所 	令和5年10月中旬(予定)	企画振興課 商工観光係
2	個人	物価高騰対策地域振興商品券交付事業	すべての住民の方	<p>コロナ禍における食料品・物価高騰の影響により低迷する個人消費の活性化および町民の生活支援として全町民へ次のとおり地域振興商品券を交付します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■配付要件 令和5年6月1日現在において月形町に住民票がある方 ■交付額 世帯員全員に1人5,000円(500円×10枚づつ) ■交付方法 各世帯へ直接郵送 ■交付時期 令和5年8月上旬予定 ■有効期限 令和5年11月上旬予定 ■取扱可能店舗 事業に参加する町内の事業所 	令和5年8月上旬(予定)	企画振興課 商工観光係
3	個人	電力・ガス・食料品等価格高騰重点支給付金給付事業	令和5年度住民税非課税世帯、家計急変世帯	<p>電気・ガス・食料品などの価格高騰による負担増の家計への影響が大きい低所得世帯に対し、給付金を支給します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■対象世帯 令和5年度、世帯全員が住民税非課税の世帯および家計が急変し非課税世帯と同様の状況にある世帯 ■助成内容 1世帯あたり3万円給付 ■申請方法 申請方法については随時お知らせします。 	令和5年9月	保健福祉課 地域福祉係
4	福祉	医療・福祉施設物価高騰支援事業	町内に所在する福祉施設・医療関係機関など	<p>コロナ禍における物価高騰に伴い、医療・福祉施設の運営の安定を図るため、支援金を支給します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■対象施設 町内に住所を有する福祉施設など ■交付額 定員×6,000円 定員を設けていない施設などは一律12,000円 ■申請方法・期限 別途対象の福祉施設などに連絡します。 ■支給対象者 対象となる福祉施設などの長 	令和5年7月	保健福祉課 高齢者支援係
5	学校など	小中学校給食費の無償化	児童生徒の保護者	<p>コロナ禍におけるエネルギー・物価高騰により影響を受けている子育て世代の家計負担を軽減することを目的に、小中学生の学校給食費を無償化します。</p> <p>令和5年4月分からの学校給食費を無償化します。</p>	令和5年4月	教育委員会 学務係